

令和2年度西北地域食育実践向上事業業務委託事業者公募要領

1 趣旨

地域住民に対し、食育に取り組むためのきっかけを提供するとともに、その取組を広くPRしながら、地域における食育実践に向けた機運を醸成することを目的に、地域の特色を生かした住民参加型の体験プログラムを実施することとし、本業務を委託する者の応募・選定方法について、所要の要領を定めるものである。

2 委託業務の内容

事業実施者は、県と委託契約を締結し、西北地域県民局地域農林水産部と協議しながら次の取組を実施する。

(1) 西北地域の特色を生かした食育活動の企画・実施

(実施例)

- ・地元食材への理解を深めるための農業体験、漁業体験、生産者との交流
- ・収穫した農産物等を使った調理体験
- ・郷土料理や行事食を伝承するための講座、調理実習
- ・地元食材を使い、和食文化への理解を深める体験

(2) 参加者に対するアンケートの実施と取りまとめ

(3) その他、上記(1)～(2)に関連して必要な業務

3 委託業務実施期間

契約締結の日から令和3年1月29日(金)まで

4 委託金額

上限額を250千円(消費税込)とし、対象となる経費は業務委託の遂行に必要な次に掲げる経費とする。

- ・報償費(講師の謝金、実施者の賃金)
- ・旅費(講師の旅費、宿泊費、実施者の旅費、宿泊費等)
- ・印刷製本費(資料・パンフレット等の印刷費等)
- ・賃借料(講習会等の会場・体験ほ場・機材・バス等の借り上げ料)
- ・通信運搬費(発送料金、郵便料金)
- ・消耗品費(食材費、調理消耗品、事務用品費など)
※単価5万円以上は備品扱いになります。備品は不可。
- ・保険料(イベント保険等)

5 応募資格

本業務を的確に遂行する能力を有し、西北地域(五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町)に事業所を有する事業者であり、かつ、次に掲げる全ての条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しな

い者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (4) 政治や宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 同一の提案内容で、本事業以外の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

6 応募方法

- (1) 参加表明書（様式1）の提出

令和2年7月31日（金）17時までにFAX、郵送・宅配（必着）、持参いずれかにより提出する。なお、参加表明書が提出されない場合は、企画提案書の提出を認めないこととする。

- (2) 企画提案書（様式2）及び経費見積書（様式3）の提出

令和2年8月18日（火）17時までに郵送・宅配（必着）、持参いずれかにより提出する。

- (3) 企画提案書の体裁

A4版縦方向、片面白黒印刷、クリップ留め表紙を含め概ね8ページを上限とする。

- (4) 応募先

〒037-0046 五所川原市字栄町10
西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 企画班（担当 岩淵）
電話：0173-34-2111（内線253）
FAX：0173-33-1345

7 事業者の選定方法等

事業者の選定は、令和2年度西北地域食育実践向上事業業務受託者選定要領に基づき、西北地域県民局地域農林水産部職員で構成する選定委員会において、次の選定基準に基づき審査を行う。

- (1) 実施計画及び実施方法は具体的なものとなっているか
- (2) 実施体制及び運営方法は適切であるか
- (3) 実施スケジュールは適切であるか
- (4) 実施内容は食育の普及啓発効果の高いものとなっているか
- (5) 経費の積算は妥当であるか

各項目の配点を10点とし、50点満点で採点し、上位に評価された応募者を委託先候補として選定する（8月下旬予定）。

なお、選定件数は県予算額（250千円）の範囲内において決定する。

8 審査結果の通知等

審査結果については、応募者全員に通知する。

選定された事業実施者は、内容や経費について西北地域県民局地域農林水産部と調整を行った上で、委託契約を締結し、事業を実施する。

9 その他

(1) 企画提案書は1者1提案とする。

(2) 提出された企画提案書の取扱いは以下のとおりとする。

ア 提出された企画提案書は委託先選定審査にのみ使用するものとし、返却しない。

イ 著作権は企画提案者に帰属するが、採用された企画提案書の使用権は県に帰属する。

ウ 県は、採用された企画提案書を原案とし、選定された事業実施者と協議の上、その一部を変更することができる。

(3) この企画提案書の作成及び提出に係る一切の経費については、応募者の負担とする。

(4) この企画提案競技に関する質問は、文書（FAX等）により令和2年7月31日（金）17時まで受け付けする。但し、軽易な内容については電話でも受け付けする。問い合わせ先は応募先と同様。

(様式1)

西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 企画班 岩淵 あて
(FAX: 0173-33-1345/送り状不要)

参加表明書

令和 年 月 日

令和2年度西北地域食育実践向上事業業務の内容を了承し、企画提案競技に参加します。

商号または名称		
代表者名		
連絡先	担当者職・氏名	
	住 所	
	T E L	
	F A X	
	e-mail	

(様式2)

令和2年度西北地域食育実践向上事業業務

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

提案者

商号又は名称	
住所	
電話	
担当者名	

企画名： _____

1 応募の動機

2 事業計画

(1) 目的

(2) 主な対象

(3) 活動内容

(概要、実施予定期日、場所、内容等を出来るだけ具体的に記載)

(4) 期待される効果

3 事業着手及び事業完了予定年月日

4 経費

〇〇〇〇〇〇円

詳細は、別添経費見積書（様式3）のとおり

(様式3)

経費見積書

令和 年 月 日

西北地域県民局 地域農林水産部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

業務名：令和2年度西北地域食育実践向上事業業務

(単位：円)

積算項目	単 価	数 量	金 額	備 考
小 計				
消費税				
合 計				